

第 32 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 12 月 9 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

5 概 要

（1）前回部会等で出された意見等について

ア 「F 東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響」（就業構造基本調査）について、報告者全員が記入する事項であることをより一層明確にするための対応を行うこととされたことに関し、総務省統計局（以下「統計局」という。）から、調査事項の表題にある「全員が記入してください」という文言を拡大する修正案が示され、適当とされた。

イ 「B3 希望する仕事の種類」（就業構造基本調査）について、本事項が職種に関する設問であることを明確にすることに関し、統計局から設問文中に職種であることを明示する修正案が示され、適当とされた。また、選択肢中の「農林漁業職」の位置について再検討することとされたことに関し、統計局から複数の修正案が示され、「農林漁業職」を後方に配置する案が時系列的な影響が最も少ないとして適当とされた。

ウ 労働力調査と就業構造基本調査との間で類似する調査事項の選択肢の順番が不整合であることから再検討することとされたことに関し、統計局から、両調査の選択肢の順番を可能な限りそろえる修正案が示され、適当とされた。

エ 「A4 非正規雇用についての理由」（労働力調査特定調査票）の選択肢のうち、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」を育児関連と介護関連の選択肢に分割することについて再検討することとされたことに関し、統計局から、他省の先行調査における類似した調査事項の回答において、「家事・育児・介護等」は他の活動（趣味・学習等）と合わせた形で調査されており、その回答率の程度からみて、更に分割した場合、回答する者が少なくなり、安定的な結果が得られない可能性があることや調査票のスペース上の制約から、原案どおりとしたい旨の説明がなされた。審議の結果、原案どおりとするが、将来、本設問における各選択肢の回答率の状況を踏まえ、育児関連と介護関連の分割について検討することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

労働力調査と就業構造基本調査との間での類似する調査事項の選択肢の順番を修正する中で、就業構造基本調査の選択肢である「家族の介護・看護のため」中の「家族の」を労働力調

査の「介護・看護のため」に合わせて削除しているが、「家族の」を残す方が報告者にとって分かりやすいのではないか。

介護・看護の対象はほとんどの場合、家族であることが想定されることから、「家族の」という文言はなくても差し支えはないのではないか。また、時系列比較上でも「介護・看護のため」とした方が適当ではないか。

「A4 非正規雇用について理由」(労働力調査特定調査票)の選択肢に関し、育児、介護といったことはライフステージ的にも異なる段階のものであり、可能であれば育児関連と介護関連の選択肢に分割することがよいのではないか。

育児関連と介護関連の選択肢に分割すると、調査票上の制約から、選択肢の文字がかなり小さくなるため、報告者の記入負担を増加させることになるのではないか。このため、仮に分割するとなると他の選択肢を削除することが必要となるのではないか。

本設問は、複数回答する形となっていることや、性別によって結果の傾向が異なることが予想されることなどから、育児関連と介護関連の選択肢の分割は、今後の調査結果を踏まえた検討課題とすることが適当ではないか。

(2) 個別論点の審議について

ア 集計事項の変更について

集計事項の変更について審議が行われ、統計局の変更案に加え、非正規雇用者の実態把握に資するクロス集計を追加することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

有期雇用者の就業期間と従業上の地位(雇用契約期間の定めの有無、雇用契約期間)をクロス集計することにより、雇用契約期間別に継続勤務期間の違いが明らかになり、非正規雇用者の実態把握がより一層充実するのではないか。

重要な集計と考えるので、労働力調査及び就業構造基本調査の両調査において対応することとしたい。

今回の変更において、就業構造基本調査では「都道府県内ブロック」の集計を新たに行うこととしているが、「ブロック」という言葉が、例えば全国7ブロック(東北ブロック、関東ブロック等)といった際の「ブロック」と誤解される可能性があるのではないか。このため、都道府県内の地域区分集計を行っている他の統計調査では、「県内経済圏」として集計を行っている。

ユーザーとしては、「都道府県内ブロック」の集計と他の統計調査で行っている「県内経済圏」の集計について、同じものであれば、名称を統一した方が利用しやすいのではないか。

それぞれの集計対象の地域区分が同じなのか、異なるのかどうか。地域区分が異なるのに同じ名称にすると逆の意味で誤解が生じるおそれがあるのではないか。

「都道府県内ブロック」の集計は、都道府県における各種雇用施策の基礎資料として利用してもらうため新たに行うものである。ブロックの範囲については、他調査で用いられている「県内経済圏」を念頭においている。都道府県内ブロックと県内経済圏の範囲が同じであれば、名称を他の統計調査に合わせることも含めて検討することとしたい。

イ 基幹統計の指定の変更(名称の変更)について

労働力調査及び就業構造基本調査の基幹統計としての名称について審議が行われたが、次回部会において再度審議を行うこととされた。

主な意見は、以下のとおり。

「労働力統計」の名称は、労働力調査だけでなく、就業構造基本調査により作成された統計も包括してしまうようなイメージがある。労働力調査の実施により作成される統計であることや、これまでの経緯等を踏まえると「労働力調査統計」が適当ではないか。

平成 21 年 4 月に全面施行された統計法においては統計とそれを作成する手段である統計調査とは概念上区別されていること、これまでの他の基幹統計の指定の変更（名称の変更）では、「調査」を「統計」に変更してきていることを踏まえると「労働力統計」とすることが適当ではないか。

(3) 労働力調査及び就業構造基本調査の前回答申における「今後の課題」への対応状況について

労働力調査及び就業構造基本調査それぞれについて、前回答申（諮問第 271 号の答申「労働力調査の改正について」（平成 13 年 6 月 8 日）、諮問第 313 号の答申「平成 19 年に実施される就業構造基本調査の計画について」（平成 18 年 12 月 8 日））における「今後の課題」への対応状況について統計局から説明があり、その対応状況に関する審議が行われた。その結果、前回答申における課題への対応結果が今回の調査計画案に十分に反映されていることから、適当とされた。

(4) 他の統計との関係について

総務省統計審査官室から政府統計における「従業上の地位」の扱いについて、また、厚生労働省から非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備について、現段階における検討状況について説明があった。

6 次回予定

次回部会は、平成 24 年 1 月 10 日（火）（15:30 開始予定）に、総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、基幹統計の指定の変更（名称変更）及び答申案について審議することとされた。